

氏 名	足 達 富 士 夫 あ だち ふ じ お
学 位 の 種 類	工 学 博 士
学 位 記 番 号	論 工 博 第 383 号
学位授与の日付	昭 和 45 年 11 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	地 域 景 観 の 計 画 に 関 す る 研 究

論文調査委員 (主 査)
教 授 西 山 卯 三 教 授 川 上 貢 教 授 巽 和 夫

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、地域景観整備のための基礎的条件と手段について論じたもので序章・補章・結章を含めて、全体で8章からなる。

序章ではまず地域景観が生活にもつ意味として、安定した日常生活環境形成のための要因であること、レクリエーションとくに観光レクリエーションの対象であること、及び生活環境把握のための標識であるという三つを指摘し、それぞれが現在及び将来の生活空間の中で重要な役割を担うことをのべている。また、地域景観とは生活そのものの視覚的表現であり、生活の発展と変貌に従つて景観も必然的に変貌をとげていくから、地域景観の価値は、その景観が生活空間としての整備を要請する地域機能に適合しているか否かとの関連でとらえなければならぬこと、従つてまた景観の価値判断は「あるべき景観」との比較においてとらえられるべきことを論じ、そこから景観計画の理論的必要性を指摘している。またこの章で、本研究で用いる「景観」の定義を行ない、種類、構成形式、視点との関係などからその型の分類を行ない、さらにそれらの型の間の関連について論じている。

第1章では、明治以降の国土の景観変貌と景観思想の流れを文献により検討し、わが国の近代景観思想の特色として、西欧的景観の尊重、その実現への欲求と努力が日本の都市の現実の中で必然的に生み出す一点豪華主義的景観整備思想、他人にみせるための景観整備思想、清掃主義的景観整備思想、それをささえる道徳主義的な環境美化の考え方、それはまた支配者の立場にたった「上からの」景観整備思想であること、景観私有の考え方の強いこと、都市景観の軽視と自然景観の尊重などをあげ、それらの特色が相互に関連を持ち、またわが国の歴史的社会的条件の中からでてきていることをあきらかにし、わが国の生活空間の現実の中ですぐれた景観をつくり出していくためには、現状すなわち伝統的な景観の中にすぐれた質を発見し、それを具体的な事業にうらづけられたすぐれた方法的な操作によって新しく生かしていく観念の必要なことを論じている。

第2章では地域開発とそれがもたらす景観変貌との関係を扱っているが、まず昭和30年頃からはじまる

高度成長期における私企業の工業開発と、それにもとづく都市地域の急激な拡大が、都市地域のみならず、都市近郊地域からさらに自然的地域の景観に破壊的な変貌をもたらしてきたことを指摘している。次にとくに変貌の激しい大都市近郊地域として、またとくにその景観が地域機能上重要な役割を担っている地域として奈良盆地をとりあげ、人口動態、建築動態、土地利用形態の変遷過程の検討を通じて従来の文化財を主体とする史跡観光レクリエーション地域および農業地域が都市化のために大都市の郊外住宅地という性格を強め、土地利用形態が変化し、地域景観が大きくかわってきていること、さらに、とくに景観変貌の激しい地区として、橿原市八木地区をとりあげ、住宅地化による景観変貌が、単なる農地の宅地化ではなく、新しい住宅形式（アパート・長屋）、建物材料（新建材、色がわらなど）をともなったこと数年間の市街地化によっていることを明らかにし、この変貌傾向がさらにつづくであろうことを指摘している。

第3章では、地域居住者自身の景観のとらえ方を検討している。地域景観を最終的に仕上げるものは地域住民の建設活動・修景行為であり、したがって地域住民が景観をいかにとらえているかは地域景観の形成にとって重要である。本章では奈良盆地及び大阪市における居住者にたいする調査にもとづき、たとえば労働環境は一般にすぐれた景観としてうけとられてないこと、日常環境の美醜はそれが生活にたいして物理的・生理的（たとえば悪臭）な影響を与えない限りとくに意識されにくいこと、同じ景観にたいしても立場のちがいが居住者の階層的性格のちがいによってとらえ方の異なることを明らかにし、したがって景観整備のためには、居住者にたいする教育・広報活動とともに、それが関係個人にたいする損失をもたらさぬような（とくに農業）制度の必要なことを指摘している。

第4章では、景観整備のためにとられている現行措置の中の代表的なものである風致地区と美観地区をとりあげ、奈良市・大阪市の風致地区、沼津市の美観地区について検討し、現行の体系がその規制力においてきわめて弱くそれ自身が効力を発揮しえないのみならず、種々の措置の間に有機的な関連づけが欠けているために、また一点整備主義的な考え方のために十分効力を発揮しえないこと、一般に景観整備の目標をもっていないし、また体系としても規制のみによる景観整備であるために、すべての措置が恣意的にならざるを得ず、計画的な整備はほとんど不可能であることなどの欠陥をもつことを指摘している。奈良市ではとくに西ノ京地区をとりあげ、地区運営の詳細な調査にもとづいて、植栽や壁の色・屋根材料などについて単に規制をするだけでは一定の景観意図を実現することができず、景観計画にもとづく個別の景観誘導措置をとる必要のあることをあきらかにしている。また風致の型と変貌の型の関係を検討して、文化財など風致の核となっているものをとりまく周辺自然の市街化による破壊がもっともいじめるしいこと、これは自然的景観の保護を目ざしながら宅地化そのものをほとんど規制しえない現行制度の本質的矛盾であり、それが有効性を獲得するためには公園化という形で必要な周辺を公有化するとともに、地区の性格を特化していく必要のあることを指摘している。

美観地区については、その目的は移序ある都必形成にあるが、美観のそのようなとらえ方は都市景観を矮小化するものであり、むしろ風致地区と関連させつつ役割分担を明確にし、既成景観の保全をその目標とする方が有効性を期待できるとしている。

第5章では、第4章で指摘したように、計画的な景観形成の文脈が現行措置に決定的に欠落している事

実に鑑み、地域景観整備における景観計画の必要性とその備えるべき内容について論じている。地域景観に移序を与えることは、新規の開発・再開発、自然地域・都市地域、ともに地域規模の大小をとわず必要であるが景観計画がとくに必要とされるのは、既成の景観的特色を生かすことが前提条件となっているような景観保全の文脈にたった開発ないし再開発であることを論じ、景観計画の事例研究の対象として歴史的景観保全のためのそれを取りあげている。

歴史的景観の代表的な型として奈良県今井町（町なみ型歴史的街区）、奈良県飛鳥地方（環境型文化財、自然・集落混合景観）、奈良公園、御蓋山を含む奈良市街（遠望型ならびに環境型文化財自然市街地混合景観）を取りあげ、それぞれの型が必要とする景観計画の手法とプロセスについて事例的研究を行っている。また実際にこれらは諸手法の組みあわせとして景観計画がたてられることを指摘し、その例として近畿圏歴史的景観地域網の構想を将来実現されるべき展望として結章の中で呈示している。

補章では、わが国の景観保護措置の特色を、他の国のそれと比較するために、フランスの例を取りあげて検討している。この国では、景観政策が主として歴史的景観保護に向けられているが、そのための措置が都市全体の基本計画にくみこまれ、市街地の再開発の一環として行なわれ、またすべての建物にたいして建築許可の段階で景観の観点からのチェックが行なわれるというように、都市計画全体との密接な関連を保ちつつ進められているので、景観保護と生活の近代化との調整が行ないやすいこと、景観保護政策を担当する組織がわが国に比べて充実し、また権限も大きいこと、総じて都市計画全体の中で、景観整備の占める比重の大きいことを指摘している。しかし、同時に、充実した制度がもたら歴史的景観保護に向けられていることは、都市全体の景観政策をきわめて懐古的なものとしていること、わが国がそうした充実した制度を学ぶことは必要であり、かつ可能な筈であるが、歴史的景観の本質から考えても、また「木造の都市」という事情から考えても、単純な古風の保存でなく、伝統を否定的媒介として新しい景観を作っていくべきであるとしている。

以上をまとめて結章としている。

論文審査の結果の要旨

地域景観は、人がそれをとおして環境に接し、環境を把握する生活空間全体の視覚的表現であり、そのすぐれたデザインないしゆきとどいた管理は、生活空間全体の整備にとってきわめて重要な問題である。にもかかわらず都市・地域計画の分野において、この問題は研究面でも実際面でも従来いじめるしく軽視されてきた。近年経剤の高度成長にともなう地域開発は国土の景観を急激に変貌させつつあるが、無秩序な開発による地域景観の荒廃に対して国民生活の変化・発展は、環境の景観整備への要求をますますたかめ、その必要性が強く指摘されはじめている。しかし、従来この分野でわずかに見られる研究は、多くは趣味的な考察ないしは部分的・技術的な研究にとどまっており、景観整備を地域空間整備の中でどうとらえ、それをどうすすめるかについての理論的・総合的な研究は未開拓の状態である。

本研究は、このような現状にたいして、地域景観を人間の生活の視覚的表現としてとらえ、その整備の問題を単なる環境整備技術としてでなく、地域空間全体の整備との関連においてとらえ、地域景観の変貌要因、変貌形態の分析にたつて、それとの関連において地域景観整備の方向と手段を提示している。

得られた主な成果は次の通りである。

(1) わが国の近代における景観思想を歴史的に検討し、その特色として西欧的景観の尊重、他人にみせるための景観整備が主として公衆道徳の問題としてとらえられていることなどをあきらかにし、それによって現状すなわち伝統的な景観の中にすぐれた質を発見し、再開発を通してそれをあたらしく生かしていく必要があることを指摘している。

(2) 実際に景観変貌を支配するものとしての地域居住者の地域景観のとらえ方を分析し、同じ景観にたいしても、その景観にかかわる居住者の利害、立場のちがいやその所属する階属的性格のちがいによって景観のとらえ方が異なることをあきらかにし、景観整備を支える基礎的な条件として地域居住者にたいするこの問題についての教育・広報活動、また景観整備が個人の負担においてなされることのないような制度の確立が必要であることを指摘している。

(3) 地域開発による地域景観の変貌はまず土地利用形態の変化すなわち地域機能の変化に規定され、さらに開発形態によって規定されることをあきらかにしている。

(4) 景観の型、景観の変貌要因の間には相互に密接な関連があることをあきらかにし、したがって整備手段もまたそれぞれの型に対応すべきことを指摘している。

(5) 風致地区、美観地区など景観整備のための現行法制の有効性と欠陥をあきらかにし、景観計画にもとづく景観誘導の必要性を指摘している。その欠陥としては、とくにさまざまな法制上の措置が相互に有機的な関連をもたないためにそれぞれのもつ可能性が生かされないこと、整備がもっぱら「規制」によっているため積極的な景観形成が不可能であること、さらに景観のまとまりごとの整備目標をもたぬため、規制基準が景観の特色に適合せず、効果をもちえない場合の多いことなどをあきらかにし、景観整備措置としては、景観単位ごとの景観計画をたて、それに見合った規制基準にもとづく誘導的な手法が必要なこと、また種々の景観整備措置は、景観単位ごとの整備手段の中に統合されるべきことを指摘している。

(6) 地域景観整備の窮極の目標は、地域に固有の個性的な景観を実現することであり、そのためにはとくに地域の特色を示す歴史的景観を、さまざまな空間規模において積極的に生かしていくことが有効であること、しかしそれはつねに地域の開発・再開発をとおして、地域空間の整備の中で行なうことが必要であることを指摘し、文化財歴史的景観保全の地域景観整備にたいしてもつ意義と条件をあきららかにしている。またそれに関連して、広域圏における歴史的景観地域網の必要と可能性を論じている。

(7) 歴史的景観の典型として三つの型をあげ、その事例として奈良市、今井町、飛鳥地方をとりあげ、それぞれについて景観分析手法、景観整備手法を含む景観計画の方法を呈示している。また一般の場合についてもこれらの型のくみあわせが、有効であることを論じている。

(8) 諸外国の景観保護政策のうち、もっとも制度がととのっているといわれるフランスの例をとりあげ、制度の構造と内容、それを成立させている社会的・歴史的条件を検討し、わが国にとって参考とすべき点をあげつつ、一方でそれが懐古的、保存的性格が強い点を指摘し、わが国の木造都市という条件の中では、単なる古風の保存ではなく、伝統的なものをふまえつつそれを新しい景観の中に生かしていく方向が必要であることを指摘している。

以上を要するに、本論文は従来主観的、技術的に扱われてきた地域景観整備の問題について、その目標と必要とされる手段を明らかにし、これに総合的・客観的な方向づけを与えたので、地域生活空間計画の理論と施策の発展に寄与するところが大きい。

よって、本論文は工学博士の学位論文として価値あるものと認める。